

枚方市スポーツ推進計画の策定について

1. スポーツ基本法の概要

- ◆平成 23 年、スポーツ基本法(以下「基本法」)が全会一致で成立した。
スポーツ振興法(昭和 36 年)の制定から 50 年ぶりの全面改正で、スポーツ活動の発展、スポーツ人口の増加、アマチュアとプロの関係の変化、国際化の進展、ドーピングやスポーツ紛争などの新たな課題への対応など、スポーツを取り巻く社会状況の変化を背景にしている。

【基本法の主なポイント】

- ・スポーツは「世界共通の人類の文化」と位置付け
- ・「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」旨を規定。
スポーツを行う者の権利利益の保護の観点から、安全の確保や健康の保持増進、スポーツに関する紛争解決等に関する規定を充実
- ・地域スポーツと競技スポーツの関係について「我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらす」ことの重要性を規定
- ・スポーツ団体も含め広くスポーツを推進していく観点から、「スポーツ」に関する基本理念を明記
- ・プロスポーツや障害者スポーツも法律の対象と明記
- ・地域スポーツの意義・理念、地域スポーツクラブの行う事業支援等を規定
- ・スポーツ団体に関し、「運営の透明性の確保」等のガバナンスの充実やスポーツに関する紛争の「迅速かつ適正な解決」に努めることを規定
- ・今後のドーピング防止の国際的な動向に対応するため、「ドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備」を規定
- ・国際競技大会の招致・開催の支援に特別の措置を規定
- ・スポーツ施策の総合的・一体的・効果的推進を図るため、政府にスポーツ推進会議を設置
- ・「体育指導委員」の名称は「スポーツ推進委員」に変更
- ・スポーツ庁の設置、スポーツに関する審議会等の行政組織の在り方については、行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、必要な措置を講ずる

2. スポーツ推進計画の策定

- ◆基本法第 10 条第 1 項において、都道府県及び市(特別区を含む。)町村の教育委員会は、国のスポーツ基本計画を参酌し、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(地方スポーツ推進計画)を定めるように努めることとされている。
- ◆本市では、平成 19 年 3 月、文部科学省のスポーツ振興基本計画(平成 12 年度策定・平成 18 年度改定)を踏まえ、枚方市スポーツ振興ビジョンを定め、様々な取組を進めてきた。このたび、新たな基本法や国のスポーツ基本計画を踏まえ、本市の実情に即したスポーツの推進に関する新たな計画として枚方市スポーツ推進計画を策定するもの。

3. 枚方市スポーツ推進審議会

- ◆枚方市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推

進計画の策定及び推進に関すること、スポーツの推進に関する重要事項などを教育長の諮問に応じて調査・審議するもの。

【概要】

名 称: 枚方市スポーツ推進審議会

設置根拠: 地方自治法(第 138 条の 4 第 3 項)、枚方市スポーツ推進審議会条例

審議事項: ①スポーツ基本法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画の策定及び推進に関すること。

②前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項

任 期: 委嘱の日(平成 28 年 6 月 20 日)から 2 年間

報 酬: 委員報酬 9,500 円(交通費・税を含む 1 日あたりの金額)

委員構成: 12 人

4. 枚方市スポーツ推進計画の構成に関する考え方について

- ◆枚方市スポーツ推進計画の現時点での構成案は以下のとおり。審議会での論点整理を踏まえて事務局が作成する計画素案を審議・確認いただき、答申いただくこととする。

【総論】

- ・計画策定の背景と目的
- ・スポーツ推進の基本的視点
- ・関連計画との連携

【現状把握と課題設定】

- ・市民の運動習慣の現状(⇒抽出市民アンケート調査で把握)と課題
- ・子どもの体力・運動能力・運動習慣(⇒文部科学省全国調査で把握)の現状と課題
- ・地域におけるスポーツ・レクリエーション活動等の現状と課題
競技スポーツ、地域スポーツ、学校スポーツ、高齢者スポーツ、障害者スポーツ等
- ・スポーツ団体やスポーツ指導の現状と課題
- ・スポーツ施設の現状と課題
- ・スポーツ推進体制の現状と課題

【推進施策体系】

- ①競技者・愛好者(障害者を含む)によるスポーツ活動の支援
 - ・指導者の養成等
 - ・大会等の開催支援
 - ・スポーツ活動の場の確保(施設整備、学校施設開放等を含む)
 - ・総合型スポーツクラブ等の支援
 - ・競技水準の向上等に向けた支援(トップアスリートとの交流、顕彰等を含む)
- ②子どものスポーツ活動の支援
 - ・指導者の養成・確保等
 - ・学校における体育指導の充実等
- ③健康スポーツの推進
 - ・まちぐるみで進める健康スポーツの確立
 - ・拡大・継続のための取り組み
 - ・推進体制の確立
- ④スポーツ推進体制の確立
 - ・スポーツ推進における協働体制、スポーツ推進計画の施策指標と進捗管理 等